

仕様書

- 1 事業年度 令和6年度
- 2 委託業務名 令和6年度「吉野・高野・熊野の国」事業世界遺産登録20周年記念事業業務委託
- 3 契約期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 目的

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録20周年を契機とした機運の醸成を図るため、三重県、奈良県、和歌山県の3県が連携した誘客プロモーションやPRイベントを行い、継続したファン・リピーターを獲得するとともに紀伊半島を周遊する仕掛けをつくることで、今後の観光誘客の促進につなげることを目的とする。

5 予算上限額

10,798,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 業務内容等

世界遺産登録20周年を契機とした誘客プロモーション、PRイベントを実施する。業務内容は以下の内容を基本とする。なお、各事業の予算配分は、誘客プロモーション事業が7割程度、PRイベント事業が3割程度とする。

(1) 誘客プロモーション事業の企画・実施

3県の世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の見どころ、スポット等を、首都圏を含む大都市圏においてプロモーションを行う。また、次の要件を満たすこと。

- ・プロモーションの内容については、具体的な計画と併せて提案すること。
- ・SNSやメディアを用いた情報発信を含め、2種類以上の手法を組み合わせること。
- ・KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業効果が測定できる内容とすること。
- ・実施日時は令和6年11月から令和7年2月までの間で設定すること。
- ・実施場所は東京都内を必ず含むこととし、その他の大都市圏については提案すること。

(2) PRイベント事業の企画・実施

① PRイベントの企画・実施

大都市圏においてPRイベントを実施する。また、次の要件を満たすこと。

- ・大都市圏において、旅行事業者及びテレビ局、新聞社、出版社等のメディアを主たる対象として、地域の魅力を発信する著名人等によるPRイベントを実施すること。参加者募集の手法は、具体的な計画と併せて提案すること。
- ・出演者及び司会者等の交通費、弁当代等飲食費、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
- ・開催日時は令和6年12月から令和7年1月頃を予定。

- ・開催会場は首都圏で行うものとする。
- ・開催規模は現地参加者（案：70～100名）程度を想定。
- ・参加費用は無料とすること。
- ・PRイベントを周知するためのポスター（B2・50枚）及びチラシ（A4・1,000枚）を作成すること。
- ・内容には出演者による基調講演を含むこととし、その他の内容は提案すること。
- ・全体管理マニュアル、運営台本等を作成すること。
- ・会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、イベントの進行、運営を行うこと。
- ・出演者等の送迎、アテンドを行うこと。
- ・参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行うこと。
- ・参加者に会場で、イベントに関するアンケートを行うこと。（文案作成、印刷、配付、回収、集計作業を含む。）
- ・イベント当日に、主催者スタッフ用のIP無線を6台用意すること。
- ・イベント傷害保険に加入すること。（保険料は委託費に含む。）

②会場での「紀伊山地の霊場と参詣道」関連展示等の企画・実施

当日のPRイベント会場にて、「紀伊山地の霊場と参詣道」関連展示等を行うため、当日は、演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配を行い、運営管理を行うこと。

③参加申込の受付

事前申込受付とメール等での申込受付、参加申込者名簿の作成、電話等問い合わせの対応を行うこと。また、参加人数が定員に満たない場合は委託者と協議のうえ、対策を行うこと。

(3)事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

次の要件を満たすよう事業を取りまとめ、事業実施報告書を作成すること。

- ・誘客プロモーション事業では、実施したプロモーション事業の内容について記載するとともに、設定したKPIを用いて効果測定結果を事業実施報告書の中に入れること。
- ・PRイベント事業では、発言を録音するとともに、記録写真を撮影し、発言概要（ホームページ用データ作成含む。）を作成し、事業実施報告書の中に入れること。発言概要はホームページ等により公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。なお、記録写真や発言概要をホームページで公開することについては、必要な関係者に事前の了解を得るものとする。
- ・事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。

(4)打ち合わせ協議

本業務を遂行するにあたり、必要に応じて委託者との協議を実施する。

7 提案内容

- ・具体的なコンセプトや実施場所等を含めた内容を、費用総額と併せて提案すること。
- ・イベントの出演者及び司会者について、提案すること。各3名まで提案可能とする。(出演者及び司会者は、受託者決定後、委託者と協議のうえ各1名を決定するものとする。)
 - ※出演者は、世界遺産をテーマとした講演ができ、集客を期待できる人選とすること。
 - ※司会者は、全体を通した司会を行うため、同様のイベント等で司会経験があること。
- ・実施場所等は参加者がアクセスしやすい場所とし、内容は参加が見込める実効性のあるものとする。
- ・プロモーションの手法やイベント参加者を募集する手法についても、具体的な計画、見込み参加者数と併せて提案すること。

8 納品する成果物及び期日等

(1) 納品する成果物及び部数

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
 - ・打ち合わせ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
 - ・上記の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (これらはPDF及びillustratorのデータを格納したDVDを3枚納品すること。)

(2) 成果物の納品先

- ・三重県地域連携・交通部南部地域振興局東紀州振興課(三重県津市広明町13)
- ・奈良県産業部観光局観光戦略課(奈良県奈良市登大路町30)
- ・和歌山県地域振興部観光局観光振興課(和歌山県和歌山市小松原通1-1)

(3) 納入期限

令和7年3月21日(金)

9 委託条件等

(1) 条件

- ①本業務の成果品については、委託者の検査を受けた後、納品するものとする。
- ②委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。
- ③受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。
- ④この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。
 - ・成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者である委託者に無償で譲渡するものとする。

- ・委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、委託者の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
 - ・受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- ⑤受託者は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。
 - ⑥受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - ⑦委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
 - ⑧受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
 - ⑨受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
 - ⑩委託者が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議を行うものとする。
 - ⑪支払方法は原則、精算払いとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

(2) 特記事項

- ①上記に関し、内容の一層の充実等を図るため、記載情報の追加・変更等を行う場合がある。
- ②本仕様書に未記載の事項については、委託者と受託者が協議の上対応すること。

10 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心とし、その周辺地域を含めた「吉野・高野・熊野の国」エリアの情報を基本とすること。
- ・三重県、奈良県、和歌山県にまたがる「吉野・高野・熊野の国」を一体として扱い、1 県もしくは 2 県のみ限定した提案ではないこと。
- ・事業実施に際し、どの地域資源を出していくかなど、3 県と情報共有及び協議する余地があること。